

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難な方へ

国民年金保険料の特例申請が可能です！

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失等が生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料学生納付特例申請が可能となりました。

対象となる学生

以下、いずれにも該当する方が対象となります。

① 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少

令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少したこと。

② 所得が相当程度まで下がった場合

令和3年1月以降の所得の状況からみて、所得見込額(※)が、**学生納付特例基準相当になることが見込まれる方**

(裏面の承認の所得基準をご確認ください)

※ 令和3年1月以降の任意の月における所得額を12か月分に換算し、見込みの経費等を控除し算出します。

申請の対象となる期間

令和4年度分 **令和4年4月分から令和5年3月分まで**

※ 過去の年度についてもそれぞれ申請が可能です。詳しくは日本年金機構HPをご覧ください。

申請に必要なもの

1. 国民年金保険料学生納付特例申請書

※「⑫特例認定区分」欄の「3. その他」に○をし、「臨時特例」と記入してください。

2. 所得の申立書（簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用））

※所得の申立書については、裏面の記入例を参照してください。

3. 学生証のコピー

申請方法

- 国民年金保険料学生納付特例申請書、所得の申立書は、日本年金機構ホームページからダウンロードができます。
- 申請書の提出先は、住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口、または年金事務所です。

* 新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、郵送での提出を是非ご活用ください。

日本年金機構ホームページはこちら▶

お問い合わせ先

- お問い合わせ等ありましたら、ねんきん加入者ダイヤルまたは年金事務所におかけください。

ねんきん加入者ダイヤル：Tel 0570-003-004

月～金曜日 8:30～19:00 第2土曜日 9:30～16:00

